

NPO法人 日本アーユルヴェーダ協会
商品認定制度
ガイドライン



はじめに

健康と美容への関心が益々高まりつつある昨今において、アーユルヴェーダは、代替医療、健康法、美容法、などの分野において世界的に見直され、活用され、広まってまいりました。

現在、日本においては、アーユルヴェーダの業界は発展途上にあり、今後、ますます普及してゆくことが予想されます。

当協会は、アーユルヴェーダが日本において健全な発展をとげ、その哲学がゆがめられる事なく普及する為に、「商品認定制度」を設けました。

日本国内において、今後使用される、或いは販売されるアーユルヴェーダ商材に関し、コンプライアンスを遵守すると共に、アーユルヴェーダの哲学に則った商品と、それ以外の商品を差別化し、アーユルヴェーダの普及に努める事業者を保護支援するとともに、消費者に対し正しい情報を発信することを目的としています。

本制度が、国内におけるアーユルヴェーダ普及・発展の一助に成りますよう、日本アーユルヴェーダ協会として推進してゆく所存です。

1. 認定基準

認定を受けようとする商品（食品類、化粧品類）は、日本アーユルヴェーダ協会（以下、当協会）の定める以下の条件・要件を満たすこととする。

- (1) 日本アーユルヴェーダ協会会員から申請された商品であること。
- (2) アーユルヴェーダ商品であること。（以下のいずれかに該当すること）
 - ・アーユルヴェーダ理論・哲学に則った商品であること。
 - ・アーユルヴェーダ専門家（インドのアーユルヴェーダ医師や製薬関係者、日本のアーユルヴェーダを学んでいる医療資格者や研究者、製薬関係者など）の処方もしくは監修した商品であること。
 - ・アーユルヴェーダ専門家の監修で無い場合、アーユルヴェーダの用材として使用されてきた実績があること。
- (3) 日本国内で販売しているもの、または申請から6ヶ月以内に販売を予定しているもの。
- (4) 日本の法律に則って製造もしくは、輸入された商品であること。
- (5) 申請者は、認定をうける商品の販売事業者、輸入事業者、製造事業者のいずれかであること。

1. 1 認定対象商品

当協会の認定対象商品とは、以下のものを指す。

（※ハーブ製品やマッサージオイルなど、肌に塗布する目的で使用するのは、薬事法上「化粧品」に分類される。）

| | |
|---------|--|
| 1) 食品類 | ハーブ製品、お茶、サプリメント、健康飲料、健康食品（ジャム）、ワイン、など |
| 2) 化粧品類 | オイル製品、ヘアケア製品、歯磨き粉、ハーブ製品、パック（マスク）、基礎化粧品、メイク用品、精油、など |
| 3) 雑貨類 | オイル、精油、ハーブ |

1. 2 申請商品の検査

各商品の特性により検査項目が異なる。要相談。

（申請前にご相談ください。必要な検査項目がある場合は、事前にお伝えします。）

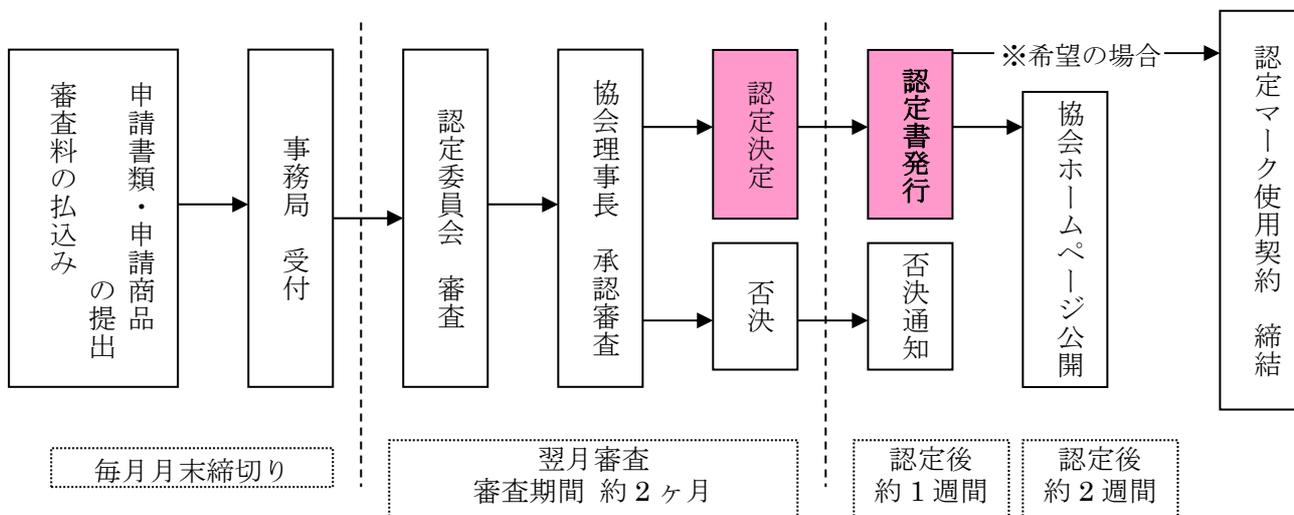
主な検査内容 例）残留農薬検査、重金属検査、微生物検査、添加物など

安全性を証明する書類※がある場合は、そちらでも対応可。

※安全性を証明する書類とは、使われている原料のSDS（製品安全データシート）や製造工場の認可証など。

2、認定のプロセス

申込から認定までの流れ



※認定期間はあくまでも目安であり、さらに時間がかかる場合もございます。

2. 1 認定商品の申請

申請者は、2. 2で定める提出物ならびに提出書類を作成し、当協会事務局に提出。認定審査料を当協会指定の口座へ振込む。

2. 2 提出物ならびに提出書類

申請者は、以下の書類を用意し、当協会事務局宛に郵送にて提出。

(受付は、郵送のみとし、メール、ファックス、直接持参などの受付けはしない。)

- ① 日本アーユルヴェーダ協会 「商品認定 申請書」(様式1) 1通
- ② 検査書類(コピー) ※1
- ③ 商品の製造(もしくは輸入)届出書(コピー)
- ④ アーユルヴェーダ専門家の処方、監修の場合、それを証明する書類(様式自由)
- ⑤ 商品に関連する資料(カタログ、リーフレット、ちらし、研修資料など)
- ⑥ 申請商品(1申請商品につき1点。これから販売予定の商品については、サンプル提出可)
- ⑦ 商品画像
- ⑧ 複数商品を申請する場合、「商品申請 一覧表」(様式2) 1通

※1. それに代わる安全性を表す書類が提出できる場合はそちらでも対応可。無い場合は、認定委員より指示があったものを別途提出。

<郵送先>

特定非営利活動法人日本アーユルヴェーダ協会 事務局
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-3-1 高砂ビル5F
 TEL 03-6665-6352
 受付時間：月～金 10:00～17:00(土日、祝祭日除く)

2. 3 認定審査料

認定審査料： 1商品につき 22,000円

<振込口座>

| | |
|-----------|------------------------|
| 銀行名・支店名 | 三菱東京UFJ銀行 祐天寺支店 |
| 預金種類・口座番号 | 普通 0019576 |
| 口座名義 | 特定非営利活動法人 日本アーユルヴェーダ協会 |

※商品認定審査料支払いについて補足

※商品認定審査料の支払い方法は振込のみ。(現金書留や小切手、直接持参の受付はしない。)

※商品認定審査料については、事前の請求書等や領収書の発行はしない。

※複数商品を申請し、商品認定審査料を一括で振込む場合は、振込前に、別途一覧表を提出。

※振込手数料は申込者負担。

※申込受理後は、理由を問わず、商品認定審査料の払戻しはできないものとする。

2. 4 申請締切日

認定商品締切日は、原則として毎月の最終日(土日祝祭日の場合は、その前日)とする。

締切日までに受理した申込分について、翌月の認定審査委員会で商品認定審査を行う。

但し、不備書類などがある場合や、認定委員会より、資料の提出を求められた場合については、必要書類が充足されるまで審査を保留。

※受付が集中した場合は、この限りではない。審査は、申込順に行う。

2. 5 認定委員会による審査

申請のあった翌月、協会認定商品としての適合性を、数名の認定委員により審査する。

認定委員会による審査は以下の通り

1) 書類審査

認定委員会は、提出された書類に不備がないか、またその内容を審査し記述内容が認定基準を満たしているか判定する。

2) 受容性審査

認定委員会は、提出された申請商品を実際に試し、判定する。

2. 6 協会理事長による承認審査

協会理事長は、認定委員会による審査結果を踏まえ、最終的に認定の可否を決定する。

2. 7 認定決定

認定可となった商品には、認定書を協会から申請者宛てに発行する。

(否決の場合は、事務局より否決通知を郵送。)

希望のあった場合は、認定商品のパッケージに認定マークラベルを貼付使用することが出来る。

この場合は、認定マークラベル使用契約を締結する。

その他、

- ・認定商品を当協会のホームページにて公開。

3、認定期間

認定期間は、認定日より5年間とする。

但し、認定期間中に、認定商品に変更があった場合については、この限りではない。

4、認定後の更新について

申請者が希望する場合は、認定期間を5年ごとに更新することが出来る。但し、更新にあたっては、「認定商品 更新申込書」(様式3)を協会に再提出すること。

更新費用：1商品につき 16,500円

5、認定商品に変更があった場合

認定期間中、商品に変更があった場合(商品の仕様、ちらし、リーフレット、パッケージに至るまで全て)は、申請者は、すみやかに協会事務局に申請する。

「認定商品 変更申請書」(様式4)

事務局は、理事長及び認定委員に報告。必要に応じて再審査を行う。

※再審査となった場合、審査料(22,000円)が別途必要の場合がある。

6、認定商品の解除について

当協会は、以下の場合、認定期間内であっても一方的に認定商品の認定を取消し、認定マーク使用契約を解除することができる。

- ・認定を受けた商品が、当協会に申請なく変更された場合
- ・認定を受けた商品に虚偽があった場合
- ・申請書類に虚偽があった場合
- ・申請商品に対して関係法令への違反があった場合
- ・認定期間中に、申請者が退会した場合
- ・認定期間後に、更新がされなかった場合
- ・その他、当協会の認定委員会が認定商品に問題があると判断した場合

※認定解除については、当協会ホームページにて公開。

7、申請書類の管理

認定に関わる全ての記録は、日本アーユルヴェーダ協会が保管する。保管期間は、認定期間である7年とする。ただし、更新があった場合は、その期間も延長される。

当該記録は、原則、日本アーユルヴェーダ協会以外の外部機関には開示しないものとする。

認定期間終了後も、提出書類及び商品の返却は原則しないものとする。

<お問合せ窓口>

特定非営利活動法人日本アーユルヴェーダ協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-3-1

TEL : 03-6665-6352 FAX : 03-6265-1822

kyoukai@npo-ayurveda.com

受付時間 : 月～金 10:00～17:00(土日、祝祭日を除く)